

## 高知県救急医療協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(組織・構成)</p> <p>第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる機関の救急医療又は救急搬送に精通する者のうちから知事が委嘱又は任命(以下「委嘱等」という。)する。</p> <p>(1) 高知県医師会</p> <p>(2) 第2次救急医療施設 (2次保健医療圏ごとに1名以上)</p> <p>(3) 救命救急センター (救命救急センターごとに1名)</p> <p>(4) 小児救急医療施設</p> <p>(5) 県内消防機関(又は高知県消防長会) (うち2次保健医療圏ごとに1名の代表を含む。)</p> <p>(6) 救急医療情報センター</p> <p>(7) 高知大学医学部附属病院</p> <p>(8) 県(衛生主管部局1名と消防主管部局1名)</p> <p><u>(9) その他の医療施設</u></p>	<p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(組織・構成)</p> <p>第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる機関の救急医療又は救急搬送に精通する者のうちから知事が委嘱又は任命(以下「委嘱等」という。)する。<u>なお、第2号にかかる者の委嘱等については、2次保健医療圏単位に行うものとする。</u></p> <p>(1) 高知県医師会 <u>(3名)</u></p> <p>(2) 第2次救急医療施設 <u>(4名)</u> (2次保健医療圏ごとに1名)</p> <p>(3) 救命救急センター <u>(2名)</u> (救命救急センターごとに1名)</p> <p>(4) 小児救急医療施設 <u>(1名)</u></p> <p>(5) 県内消防機関(又は高知県消防長会) <u>(5名)</u> (うち2次医療圏ごとに1名の代表を含む。)</p> <p>(6) 救急医療情報センター</p> <p>(7) 高知大学医学部附属病院救急部 <u>(1名)</u></p> <p>(8) 県(衛生主管部局1名と消防主管部局1名) <u>(2名)</u></p>
2~4 (略)	2~4 (略)

新	旧
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>第5条 専門の事項を研究協議するため必要があるときは、協議会に部会、小委員会又は<u>専門委員会</u>を置くことができる。</p>	<p>第5条 専門の事項を研究協議するため必要があるときは、協議会に部会、小委員会又は<u>専門委会</u>を置くことができる。</p>
<p>2～7 (略)</p>	<p>2～7 (略)</p>
<p>第6条、第7条 (略)</p>	<p>第6条、第7条 (略)</p>
<p><u>附 則</u></p>	
<p><u>この要綱は令和元年 月 日から施行する。</u></p>	

